



# 正副会長の活動状況

## 会務報告

日本弁理士会副会長 杉村 純子

### 1. はじめに

副会長として約1年間、会務に携わってまいりました活動を、担当委員会等の活動状況を通じて、簡単に紹介させていただきます。

パテント誌2月号にて、「弁理士法見直しの基本的考え方」を紹介させていただきましたので、弁理士法改正委員会以外の弊職担当の、総合政策企画運営委員会、国際活動センター、産業競争力推進委員会、アミカスブリーフ委員会、弁理士推薦委員会、TPP対応ワーキンググループ(WG)等の会務活動等を中心として報告させていただきます。執行役員会、そして委員会等の活動を通じて、弁理士会会員のみならずにとって短期的、中期的、そして長期的に有用な事業であるかどうかを常に念頭において会務を行うことに留意してまいりました。会員の皆様には大変にお世話になっており、日頃の会務へのご協力には厚く御礼申し上げます。

### 2. 総合政策企画運営委員会

本委員会は、昨年までの総合政策検討委員会、知的財産政策推進本部、インターン制度運営委員会が統合され、新しく創設された委員会です。将来の弁理士像に関与する事項等を含めて検討を行い、日本弁理士会及び弁理士の未来についての積極的な議論を展開しております。例えば、2011年6月3日に公表された知的財産推進計画2011を分析して、日本弁理士会がなすべき事項の具体的提言と立案を行いました。現在、関連する委員会や附属機関との連携のもと、具体的な実

施が遂行されているところです。また知的財産推進計画2012の策定に向けて、内閣府の知的財産戦略本部にパブコメを提出する等、内外国の知的財産制度の活性化・活用を図るため、ひいては弁理士制度の発展を目指して、具体的な提言を関連省庁等の外部に発信しています。その他、弁理士会総会方式については、現在の電子化の普及に伴い電子委任状の提出等を可能とする提言を行い、先の臨時総会にて承認され、次年度の総会から適用されることとなっております。また、少子化及び高齢化の側面で様々な対策が講じられている社会情勢に鑑み、当会においても、弁理士業務を行わないことを前提として、男女を問わず、出産や育児・介護に伴う会費免除を認める方向の提言をしております。国民のための弁理士制度の在り方についての検討、弁理士試験合格者と特許事務所とのマッチングを図るインターン制度の運営、共済制度残金の取扱いの検討・提案等、テーマが幅広く多様ですが、すべてのテーマについてスピード感あふれる活発な議論展開がなされており、近日中に最終提言をまとめる方向で活動をしています。

### 3. アミカスブリーフ委員会

本委員会は、本年度新設された委員会で、重要裁判事件に関する意見の取り纏めや公表、日本版アミカスブリーフ制度についての検討・提言を行なっています。アミカスブリーフ制度は米国で活用されている制度であり、米国での制度を参考にして、「日本版アミカスブリーフ制度」について検討するとともに、トライ

アル案件として審決取消訴訟事件についてのアミカスブリーフを作成いたしました。侵害事件等の民事事件については、判決前は当事者の詳細な主張・立証の書面の入手が難しく、また強制加入団体である「日本弁理士会」がどこまで意見が出せるのか、双方の当事者や代理人が弁理士会会員の場合に、一方の会員を応援するような形になってしまうことはないのか等の試行錯誤の検討と議論を展開しております。なお、パテント誌本号にアミカスブリーフ委員会からの報告が掲載されておりますので、詳細はそちらをご参照ください。日本弁理士会としての種々の課題もピックアップされましたので、近日中に知的高等裁判所判事とアミカスブリーフについて忌憚のない意見交換会を開催する予定です。

また、正副会長が、2011年11月～12月にかけて、知的高等裁判所、東京地方裁判所知的財産部、大阪地方裁判所知的財産部を訪問し、友好的な雰囲気の中、種々の議題について活発な意見交換を行ったこともご報告いたします。

#### 4. 産業競争力推進委員会

本委員会では、近年注目されている模倣品・海賊版問題に対して様々な方向からアプローチして検討しています。ACTAに関しては、当初より積極的に検討してパブコメを提出しており、2011年10月1日にACTA条約の締結調印がなされたことは日本弁理士会にとりまして大変に喜ばしいことです。他に、プロバイダ責任制限法に関する総務省への意見書提出、商標法改正案に関する中国国务院への中国語での意見書提出、専利実施強制許諾弁法や専利出願優先審査管理弁法に関する中国国家知識産権局への中国語での意見書提出等、内外を問わず外部に向けて多数の意見書を提出いたしました。中国語による意見書の作成等、多様な人材が当会の活動に協力していただきましたことに感謝しております。IIPPFやACCSに会員を派遣して積極的に意見を発信してもらうとともに情報を収集し、更には東京税関とも輸入差止に関する諸問

題の意見交換会を行い、得られた有用な情報を電子フォーラムに掲載しております。ぜひご参考になさってください。また法律問題については、近日中に財務省関税局とも意見交換会を行う予定です。2011年9月には、中国成都での中華商標協会フェスティバルに参加し、国家工商行政管理総局の関連団体である中華商標協会(半官半民)と当会との意見交換会を開催し、10周年を迎えた日本弁理士と中華商標協会との今後の交流体制を、より実質的かつ具体的事項に基づく意見交換を行う体制とすることで合意いたしました。成都では、知的財産高等裁判所の清水節判事に「商標の類否」についての日本の判決例をご講演いただいたところ、中国側から今後の模倣品取締の類似判断に非常に参考となる講演であったと感謝されました。お忙しいところ、清水判事に中国でご講演いただきましたことを、この場を借りまして改めて御礼申し上げます。更に、両会の新たな交流の一歩として2012年2月に北京にて意見交換会を実施し、模倣品取締に有効活用が期待される司法鑑定センターの日本弁理士会会員の利用について話し合い、新たなスキームを構築しているところであります。まとも次第、会員の皆様に利用の便が図られるようにご報告申し上げます。その他、JETROとの協力関係構築、IIPPFの中国ミッション参加等を行い、またWCOセミナー、外務省の中国科学技術担当者による研修等を企画運営し、韓国JETROでのセミナー講師等の外部団体での講師活動や中国での交渉外交等、積極的に活動してまいりました。当委員会の活動の進展は目覚ましく、模倣品・海賊版対策に関する情報収集及びその会員への提供に大きな成果をあげたものと考えています。

#### 5. 国際活動センター

近時、グローバルネットワーク化が叫ばれており、弁理士会内における外務省として、重要な役目を担っております。米国、アジア、ヨーロッパ、WIPO等の各団体・各機関から、会員に有用な情報を入手し、主として電子フォーラムに掲載して会員に提供すると

もに、日本の情報を海外に発信して日本弁理士会のプレゼンスを高める活動を積極的に行なっています。特に今年は米国特許法の大改正がなされたことで、米国特許庁長官との直接会合をはじめ、情報収集を積極的に行い、会員へ研修等を通じてタイムリーにその情報を提供することとしました。また本年度は、米国特許庁、WIPO、中国特許庁等へ、例年になく、多くの意見提出を積極的に行い、日本弁理士会としての意見を各国に向けて発信しております。WIPOでの会合（SCTやSCP会合）へ参加するとともに、イギリス、中国、韓国、米国、アセアン諸国等における国際会議にて講師等を務め、他団体との意見交換を行いました。特に、10月には日米裁判会議も共催いたしました。

12月には、中国海南島にて、日中弁理士会交流会が開催され、正副会長及び国際活動センターの委員が、両会の運営における課題や進歩性等の実務的な議題に対して、活発な意見交換を行いました。また韓国弁理士会との日韓弁理士交流会が東京で開催され、韓国特許法の改正事項等がテーマとされました。他に、INTA、OHIM、USPTO、台湾特許庁、フィリピン特許庁等とも会合を行いました。一方、日本の重要な判例については、当会英文HPに英訳を掲載して、世界に紹介をしております。

国際活動事業は全世界多岐にわたるものであり、各国の文化・歴史を理解して外交を行なう大切さを感じております。

## 6. 弁理士推薦委員会

外部団体・機関等から弁理士の推薦があった場合に、適切な人材を外部に推薦しています。本年度は、特許庁へ産業構造審議会メンバーや弁理士試験委員等の推薦、裁判所へ裁判所調査官・専門委員・民事調停委員等の推薦、経済産業省へ不正競争防止法違反物品水際対策懇談会委員等の推薦、財務省関税局への専門委員の推薦、更には（独）工業所有権情報・研修館・文部科学省・農林水産省・発明協会・総務省等へ、現

段階で合計192名の会員の推薦を行い、当会会員が多方面で活躍をいただいているところです。他の委員会や附属機関、支部の協力のもと、公募も併用しながら、客観的な基準に基づき、場合によっては面接等を行なって、推薦適任者を決定しています。多数の会員から応募がある場合には、全ての会員の期待に添えない場合もあり、残念な思いをいたします。一方、外部からの推薦依頼も多様化しておりますので、外部での活動にご興味がある会員はぜひ積極的に応募していただきたくお願いを申し上げます。

## 7. TPP 対応ワーキンググループ (WG)

本WGは、知的財産権も対象となる予定のTPPに迅速に対応・検討・提案を行なうために12月に立ち上げたWGです。産業競争力委員会、国際活動センター、特許委員会、商標委員会、意匠委員会、不正競争防止法委員会、著作権委員会、バイオ委員会等の多数の関連委員会等からのメンバーで構成されています。米韓FTAを分析し、今後の日中韓FTA、アセアンプラス、そしてTPPに向けて、知的財産権に関連する項目を分析し、日本側の「攻め」の事項と、「守り」の事項とを第1弾としてまとめました。この第1弾の意見を、特許庁を通じ、経済産業省に意見を提出したところです。

## 8. 終わりに

以上、担当させていただいている委員会等の活動を通じて会務の一部を報告させていただきました。非常に多くの事業が、スピード感をもって、有効な成果を上げることができたのも、委員会の皆様、執行理事、事務局の皆様の、多大なるご支援とご協力をいただきましたことによるものと心より感謝申し上げます。今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上